

広島県教育委員会訓令第5号

地 方 機 関
学校以外の教育機関
県 立 学 校

職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会
教育長 平 川 理 恵

職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令（昭和三十九年広島県教育委員会訓令第
六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この教育委員会訓令は、職員〔短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）〕第一条に規定する短時間勤務会計年度任用職員を除く。〕の日直及び宿直の勤務時間等に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この教育委員会訓令は、職員の日直及び宿直の勤務時間等に関して必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。